

資料1-2

令和5年8月22日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

漁業権の免許について（参考資料）

- ・ 申請概要
- ・ 参考-1 免許しない場合の判断基準
- ・ 参考-2 適格性の判断

申請概要(奄美大島海区)

1 公示漁場数及び申請件数

(1) 共同漁業	申請件数	(公示漁場数)
1～2種共同漁業	12	(12)
(2) 区画漁業		
ア 魚類養殖業	32	(32)
イ のり養殖業	3	(4)
ウ もずく養殖業	25	(25)
エ 真珠母貝養殖業	25	(26)
オ ひおうぎがい養殖業	2	(2)
カ 真珠養殖業	28	(28)
キ くるまえび養殖業	5	(5)

合計	132件	(134)
----	------	-------

2 免許申請内容：全ての申請において、公示した事前決定の内容どおりの申請であった。

3 取得手続き：漁協からの申請については、水協法第50条(特別決議事項)に基づき適正に議決されていた。
※企業からの申請に付いては必要な手続きはない。

4 免許についての適格性：全ての申請において問題なかった。

5 その他：全てにおいて申請は一漁場につき、一件であり、競願はなかった。

6 海区委日程：令和5年8月3日(木) 15:00から

※ 台風接近のため、「令和5年8月22日(火) 15:00から」に変更

免許をしない場合及び適格性について

I 免許をしない場合 漁業法第71条第1項

以下のいずれかに該当する場合は知事は漁業の免許をしてはならない。

- 1 申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき
- 2 漁場計画の内容と異なる申請があったとき
- 3 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき
- 4 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第1項の規程により免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもって通知、公開による意見の聴取を行わなければならない。

II 適 格 性

1 共同漁業権の適格性 漁業法第72条第2項第2号

共同漁業権の免許に関して適格性を有する者は、次の要件を満たす漁業協同組合（又は連合会）である。

要 件

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

2 区画漁業権の適格性

区画漁業権の免許に関して適格性を有する者は、次の要件を満たす漁業協同組合(又は連合会)である。

1) 既存漁場の場合 漁業法第72条第2項第1号

要件

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

2) 新規漁場の場合 漁業法第72条第2項第2号

要件

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

3 個別漁業権(定置, 区画)の適格性 漁業法第72条第1項

以下のいずれにも該当しない者であること。

要件(不適格)

- ① 漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- ② 暴力団員等であること
- ③ 法人であって、その役員又は使用人(船長, 漁労長, 養殖管理者)が,
 - ①, ②のいずれかに該当する者
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること

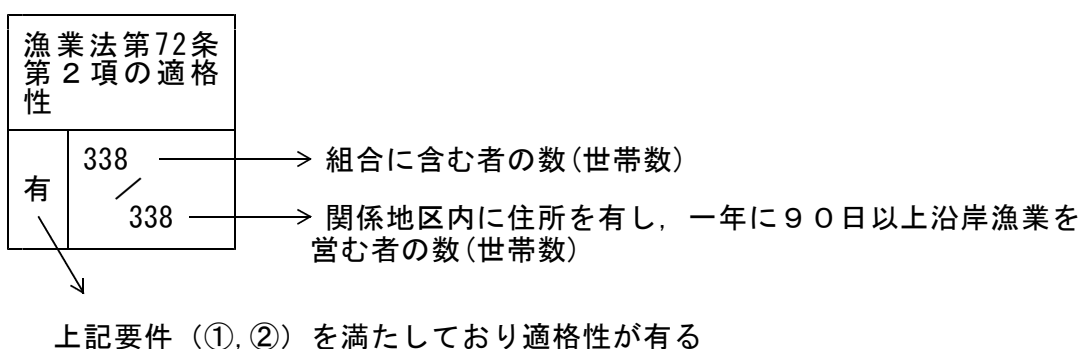
適格性の判断（申請一覧の見方）

1 共同漁業権の免許に関して適格性を有する者

【要件】

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

【諮問資料の見方】



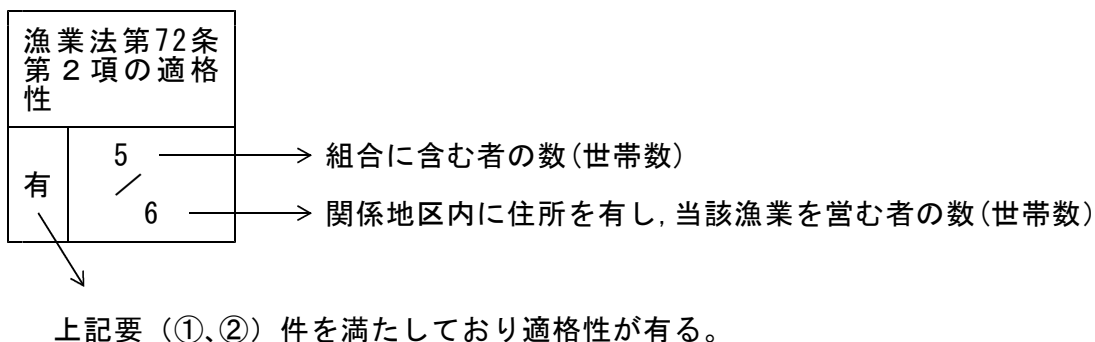
2 区画漁業権の免許に関して適格性を有する者

(1) 既存漁場の場合

【要件】

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

【諮問資料の見方】

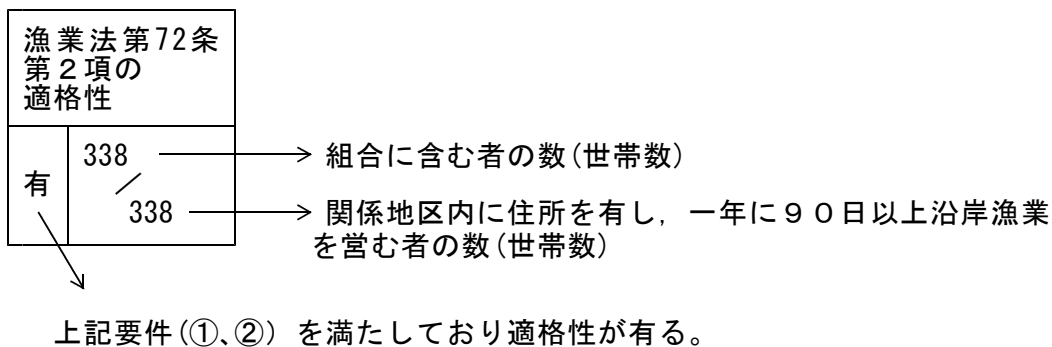


(2) 新規漁場の場合 ※ 共同漁業権と同じ

【要件】

- ① 関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ② 関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること

資料の見方】



3 個別漁業権(定置, 区画)の免許に関して適格性を有する者

以下のいずれにも該当しない者。

【要件(不適格)】

- ① 漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- ② 暴力団員等であること
- ③ 法人であって、その役員又は使用人(船長, 漁労長, 養殖管理者)が、①, ②のいずれかに該当する者
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること

【諮問資料の見方】

